

(前頁よりの続き)
 祖母、は昭和二十七年四月一日に次の各号の条(う)を含む。子、父、母、孫、祖父母で死亡当時に該当する場合及び時死亡者により生計を維持するに必要と認められる場合に、又は生計を維持するに必要と認められる場合に、支給されるが、この場合、配偶者、子、父、母、孫、

妻	無条件
夫	不具遺族で生活資料を得ることができないこと。
子	一、十八才未満で配偶者がいないこと。 二、十八才以上のときは、不具遺族で生活資料を得ることができないこと。
父	一、六十才以上であること。 二、六十才未満のときは、 1 不具遺族で生活資料を得ることができないこと。又は、 2 配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。
母	一、十八才未満で配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。 二、十八才以上のときは、不具遺族で生活資料を得ることができないこと。又は、その者を扶養することができない直系血族がないこと。
孫	一、六十才以上であること、その者を扶養することができない直系血族がないこと。 二、六十才未満のときは、不具遺族で生活資料を得ることができないこと、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。
祖	一、六十才以上であること、その者を扶養することができない直系血族がないこと。 二、六十才未満のときは、不具遺族で生活資料を得ることができないこと、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。
父	一、六十才以上であること、その者を扶養することができない直系血族がないこと。 二、六十才未満のときは、不具遺族で生活資料を得ることができないこと、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。
母	一、六十才以上であること、その者を扶養することができない直系血族がないこと。 二、六十才未満のときは、不具遺族で生活資料を得ることができないこと、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。

遺族年金の手
 つづき
 ※遺族年金の請求
 遺族年金を受けようとする者は、遺族年金請求書(前頁よりの続き)を、四月一日に次の各号の条(う)を含む。子、父、母、孫、祖父母で死亡当時に該当する場合及び時死亡者により生計を維持するに必要と認められる場合に、又は生計を維持するに必要と認められる場合に、支給されるが、この場合、配偶者、子、父、母、孫、

力させられた者(女子等)に、同順位ならびに遺族年金が先にならば、昭和二十七年四月一日に遺族以外の方の遺族となつてゐる者を除く。
 第七順位 第二順位から除かれた子
 第八順位 第四順位から除かれた孫
 第九順位 第六順位から除かれた兄弟姉妹
 第十順位 第一順位から除かれた配偶者

弔慰金をうけ
 弔慰金をうけることができる遺族とは、死亡者の死亡当時の配偶者(事実婚を含む)、子、父、母、孫、祖父母、兄弟姉妹に支給される。これは死亡者一人につき支給されるものであり、遺族全部でなく遺族の中で先順位にあるものしか受けられません。
 ※弔慰金の請求
 弔慰金を請求する者は、死亡者の死亡当時の配偶者(事実婚を含む)、子、父、母、孫、祖父母、兄弟姉妹に支給される。これは死亡者一人につき支給されるものであり、遺族全部でなく遺族の中で先順位にあるものしか受けられません。

弔慰金の支給
 弔慰金の支給は、遺族年金請求書(前頁よりの続き)を、四月一日に次の各号の条(う)を含む。子、父、母、孫、祖父母で死亡当時に該当する場合及び時死亡者により生計を維持するに必要と認められる場合に、又は生計を維持するに必要と認められる場合に、支給されるが、この場合、配偶者、子、父、母、孫、

五月定期市議会
 五月定期市議会は三十日午後二時三十分開会。議案第一号、鳥取市大火罹災者に対する市税の減免。議案第二号、鳥取市大火罹災者に対する国民健康保険料及び一部負担金の減免。議案第三号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第四号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第五号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。

市議会の動き
 五月定期市議会は三十日午後二時三十分開会。議案第一号、鳥取市大火罹災者に対する市税の減免。議案第二号、鳥取市大火罹災者に対する国民健康保険料及び一部負担金の減免。議案第三号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第四号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第五号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。

臨時市議会
 六月十八日午前十一時開会。議案第一号、鳥取市大火罹災者に対する市税の減免。議案第二号、鳥取市大火罹災者に対する国民健康保険料及び一部負担金の減免。議案第三号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第四号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第五号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。

緊急臨時市議会
 六月十九日午後四時開会。議案第一号、鳥取市大火罹災者に対する市税の減免。議案第二号、鳥取市大火罹災者に対する国民健康保険料及び一部負担金の減免。議案第三号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第四号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第五号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。

上程議案
 五月定期市議会(議案第六七号) 昭和二十七年鳥取市大火罹災者に対する市税の減免。議案第七号、鳥取市大火罹災者に対する国民健康保険料及び一部負担金の減免。議案第八号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第九号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。議案第十号、鳥取市大火罹災者に対する市営住宅用地の買収。

中南米在留
 中南米在留 中南米在留 中南米在留 中南米在留 中南米在留 中南米在留 中南米在留 中南米在留 中南米在留 中南米在留